

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省、環境省令第三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、<u>〇・五〇二</u>とする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 令別表第七の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、二・三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一・一（生石灰の製造を行い、製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに〇・七六を合算して得た数）とし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、<u>〇・〇一四</u>とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、三・四とする。</p> <p>11～13（略）</p> <p>14 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、<u>〇・五一〇</u>とする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 令別表第七の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、二・三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一・一（生石灰の製造を行い、製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに〇・七六を合算して得た数）とし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、<u>〇・〇二八</u>とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、三・四とする。</p> <p>11～13（略）</p> <p>14 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p>

一・二 (略)

三 廃ゴムタイヤ 一・七二

四 (略)

五 廃プラスチック類(前三号に掲げるものを除く。) 二・七七

六 (略)

七 ごみ固形燃料(前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。) 〇・七七五

15 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等)

第四条 (略)

2 (略)

3 令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 〇・〇〇一四

ロ (略)

二 (略)

4 〃 10 (略)

11 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めると

一・二 (略)

三 廃ゴムタイヤ 一・七七

四 (略)

五 廃プラスチック類(前三号に掲げるものを除く。) 二・六九

六 (略)

七 ごみ固形燃料(前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。) 〇・七五九

15 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等)

第四条 (略)

2 (略)

3 令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 〇・〇〇三七

ロ (略)

二 (略)

4 〃 10 (略)

11 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めると

おりとする。

一 乳用牛 〇・一一

二 肉用牛 〇・〇六六

三〇七 (略)

12〇14 (略)

15 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 常時湛水田 〇・〇〇〇〇二八

16・17 (略)

(削る)

18 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

19〇28 (略)

(特定排出者の事業活動に伴う一酸化二窒素の排出量の算定に係る係数等)

第五条 (略)

おりとする。

一 乳用牛 〇・一〇

二 肉用牛 〇・〇六七

三〇七 (略)

12〇14 (略)

15 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 常時湛水田 〇・〇〇〇〇三七

16・17 (略)

18 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める方法は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物ごとに、同表の第三欄に掲げる期間(平成十八年四月一日以降の期間に限る。)における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量(トン)で表した量をいう。に、同表の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第四欄に掲げる数を乗ずる方法とする。

19 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

20〇29 (略)

(特定排出者の事業活動に伴う一酸化二窒素の排出量の算定に係る係数等)

第五条 (略)

2
4 (略)

5 令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 硝酸 ○・○○三二

6
8 (略)

9 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 野菜 ○・○○九七

二 水稻 ○・○○四九

三 果樹 ○・○○九七

四 茶樹 ○・○○四六

五 ばれいしょ ○・○○九七

六 飼料作物 ○・○○九七

七 麦 ○・○○九七

八 そば ○・○○九七

九 豆類 ○・○○九七

十 かんしょ ○・○○九七

十一 桑 ○・○○九七

十二 たばこ ○・○○九七

十三 工芸農作物（第四号及び前二号に掲げるものを除く。） ○・

○○九七

10
20 (略)

2
4 (略)

5 令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 硝酸 ○・○○四二

6
8 (略)

9 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 野菜 ○・○○二二

二 水稻 ○・○○一一

三 果樹 ○・○○一一

四 茶樹 ○・○○七四

五 ばれいしょ ○・○○三二

六 飼料作物 ○・○○九四

七 麦 ○・○○七六

八 そば ○・○○一一

九 豆類 ○・○○一一

十 かんしょ ○・○○一一

十一 桑 ○・○○一一

十二 たばこ ○・○○一一

十三 工芸農作物（第四号及び前二号に掲げるものを除く。） ○・

〇一一

10
20 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第六条 令別表第十の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇四九とする。

2 令別表第十の二の項の下欄のイ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 家庭用電気冷蔵庫 〇・〇〇〇五〇
- 二 家庭用エアコンデিশョナー 〇・〇〇一九
- 三 (略)

3 令別表第十の二の項の下欄のイ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 自動販売機 〇・〇〇〇〇〇六五
- 二 自動車用エアコンデিশョナー 〇・〇〇〇〇二五

4 令別表第十の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一〇とし、同欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇一とする。

5 (略)

6 令別表第十の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 噴霧器 〇・〇二八

(特定排出者の事業活動に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第六条 令別表第十の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇六六とする。

2 令別表第十の二の項の下欄のイ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 家庭用電気冷蔵庫 〇・〇〇二五
- 二 家庭用エアコンデিশョナー 〇・〇〇二〇
- 三 (略)

3 令別表第十の二の項の下欄のイ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 自動販売機 〇・〇〇〇〇〇六八
- 二 自動車用エアコンデিশョナー 〇・〇〇〇〇三五

4 令別表第十の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一〇とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一〇とし、同欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇一四とする。

5 (略)

6 令別表第十の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 噴霧器 〇・〇二七

二 (略)
7・8 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第七条 令別表第十一の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン $\frac{0.00030}{0.00030}$
- 二 パーフルオロエタン $\frac{0.00030}{0.00030}$

2 5 (略)
(特定排出者の事業活動に伴う六ふつ化硫黄の排出量の算定に係る係数等)

第八条 令別表第十二の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.019}{0.019}$ とする。

2 令別表第十二の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.027}{0.027}$ とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.010}{0.010}$ とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.50}{0.50}$ とする。

別表第一 (第二条関係)

一	原料炭	トン	二十九・〇	〇・〇二四五
二	一般炭	トン	二十五・七	〇・〇二四七
三	無煙炭	トン	二十六・九	〇・〇二五五
四	コークス	トン	二十九・四	〇・〇二九四

二 (略)
7・8 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第七条 令別表第十一の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン $\frac{0.00031}{0.00031}$
- 二 パーフルオロエタン $\frac{0.00031}{0.00031}$

2 5 (略)
(特定排出者の事業活動に伴う六ふつ化硫黄の排出量の算定に係る係数等)

第八条 令別表第十二の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.017}{0.017}$ とする。

2 令別表第十二の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.050}{0.050}$ とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.010}{0.010}$ とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、 $\frac{0.50}{0.50}$ とする。

別表第一 (第二条関係)

一	原料炭	トン	二十八・九	〇・〇二四五
二	一般炭	トン	二十六・六	〇・〇二四七
三	無煙炭	トン	二十七・二	〇・〇二五五
四	コークス	トン	三十・一	〇・〇二九四

五	石油コークス	トン	二十九・九	〇・〇二五四
六	(略)	(略)	(略)	(略)
七	石油アスファルト	トン	四十・九	〇・〇二〇八
八	(略)	(略)	(略)	(略)
一〇	ナフサ	キロリットル	三十三・六	〇・〇一八二
一一	(略)	(略)	(略)	(略)
一二・	(略)	(略)	(略)	(略)
一三				
一四	軽油	キロリットル	三十七・七	〇・〇一八七
一五	(略)	(略)	(略)	(略)
一六	B・C重油	キロリットル	四十一・九	〇・〇一九五
一七	液化石油ガス(LPG)	トン	五十・八	〇・〇一六一
一八	(略)	(略)	(略)	(略)
一九	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・六	〇・〇一三五
二〇	天然ガス(一九の項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	四十三・五	〇・〇一三九
二一	(略)	(略)	(略)	(略)
二二	高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一	〇・〇二六三
二三	(略)	(略)	(略)	(略)

五	石油コークス	トン	三十五・六	〇・〇二五四
六	(略)	(略)	(略)	(略)
七	石油アスファルト	トン	四十一・九	〇・〇二〇八
八	(略)	(略)	(略)	(略)
一〇	ナフサ	キロリットル	三十四・一	〇・〇一八二
一一	(略)	(略)	(略)	(略)
一二・	(略)	(略)	(略)	(略)
一三				
一四	軽油	キロリットル	三十八・二	〇・〇一八七
一五	(略)	(略)	(略)	(略)
一六	B・C重油	キロリットル	四十一・七	〇・〇一九五
一七	液化石油ガス(LPG)	トン	五十・二	〇・〇一六三
一八	(略)	(略)	(略)	(略)
一九	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・五	〇・〇一三五
二〇	天然ガス(一九の項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	四十・九	〇・〇一三九
二一	(略)	(略)	(略)	(略)
二二	高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一	〇・〇二六六
二三	(略)	(略)	(略)	(略)

二四	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十四・八	〇・〇一三六
備考 (略)				

別表第二 (第三条関係)

一	石炭	トン	二・三
二	石油コークス	トン	二・八
三	ナフサ	キロリットル	二・二
四〇六	(略)	(略)	(略)
七	天然ガス (六の項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	二・二
八	(略)	(略)	(略)

別表第三 (第三条関係)

一〇三	(略)	(略)	(略)
四	ごみ固形燃料 (三の項に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。)	トン	〇・七七五

別表第五 (第四条及び第五条関係)

一	原料炭	トン	二十九・〇
二	一般炭	トン	二十五・七
三	無煙炭	トン	二十六・九
四	コークス	トン	二十九・四

二四	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十一・一	〇・〇一三八
備考 (略)				

別表第二 (第三条関係)

一	石炭	トン	二・四
二	石油コークス	トン	三・三
三	ナフサ	キロリットル	二・三
四〇六	(略)	(略)	(略)
七	天然ガス (六の項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	二・一
八	(略)	(略)	(略)

別表第三 (第三条関係)

一〇三	(略)	(略)	(略)
四	ごみ固形燃料 (三の項に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。)	トン	〇・七五九

別表第五 (第四条及び第五条関係)

一	原料炭	トン	二十八・九
二	一般炭	トン	二十六・六
三	無煙炭	トン	二十七・二
四	コークス	トン	三十・一

五	石油コークス	トン	二十九・九
六〇	(略)	(略)	(略)
一一	石油アスファルト	トン	四十・九
一二〇	(略)	(略)	(略)
一四	ナフサ	キロリットル	三十三・六
一五	(略)	(略)	(略)
一六・	(略)	(略)	(略)
一七	軽油	キロリットル	三十七・七
一八	(略)	(略)	(略)
一九	B・C重油	キロリットル	四十一・九
二〇	(略)	(略)	(略)
二一・	(略)	(略)	(略)
二二	液化石油ガス(LPG)	トン	五十・八
二三	(略)	(略)	(略)
二四	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・六
二五	天然ガス(二五の項に掲げるものを除く。)	千立方メートル	四十三・五
二六	(略)	(略)	(略)
二七〇	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十四・八
二七〇	(略)	(略)	(略)
三一・	(略)	(略)	(略)
三二	(略)	(略)	(略)

五	石油コークス	トン	三十五・六
六〇	(略)	(略)	(略)
一一	石油アスファルト	トン	四十一・九
一二〇	(略)	(略)	(略)
一四	ナフサ	キロリットル	三十四・一
一五	(略)	(略)	(略)
一六・	(略)	(略)	(略)
一七	軽油	キロリットル	三十八・二
一八	(略)	(略)	(略)
一九	B・C重油	キロリットル	四十一・七
二〇	(略)	(略)	(略)
二一・	(略)	(略)	(略)
二二	液化石油ガス(LPG)	トン	五十・二
二三	(略)	(略)	(略)
二四	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・五
二五	天然ガス(二五の項に掲げるものを除く。)	千立方メートル	四十四・九
二六	(略)	(略)	(略)
二七〇	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十一・一
二七〇	(略)	(略)	(略)
三一・	(略)	(略)	(略)
三二	(略)	(略)	(略)

別表第六（第四条関係）

一	液化天然ガス（LNG）	ペタジュール	〇・二六
二	天然ガス（一の項に掲げるものを除く。）	ペタジュール	〇・二六

別表第七（第四条及び第五条関係）

一	牛	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	〇・〇〇二〇	〇・〇三一
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	〇	〇・〇三一
		乳用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇四四	〇・〇〇三九
		肉用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇三四	〇・〇〇三九
		乳用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	〇・〇三八	〇・〇三八
		肉用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	〇・〇〇一三	〇・〇二五
		尿から分離したふんの焼却による管理	〇・〇〇四〇	〇・〇〇一六
		乳用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	〇・〇〇〇四四	〇・〇三一
		肉用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	〇・〇〇〇三四	〇・〇三一
		乳用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	〇・〇〇〇八七	〇・〇七九

別表第六（第四条関係）

一	液化天然ガス（LNG）	ペタジュール	〇・九〇
二	天然ガス（一の項に掲げるものを除く。）	ペタジュール	〇・九八

別表第七（第四条及び第五条関係）

一	牛	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	〇・〇〇〇一三	〇・〇〇六三
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	〇	〇・〇〇六三
		尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇二五	〇・〇一一
		尿から分離したふんの堆積発酵による管理	〇・〇〇三三	〇・〇七三
		尿から分離したふんの焼却による管理	〇・〇〇四〇	〇・〇〇一六
		ふんから分離した尿の強制発酵による管理	〇・〇〇〇二五	〇・一七
		ふんから分離した尿の浄化による管理	〇	〇・一九

肉用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	○・〇〇〇〇六七	○・〇七九
乳用牛のふんから分離した尿の貯留による管理	○・〇三九	○・〇〇一六
肉用牛のふんから分離した尿の貯留による管理	○・〇三〇	○・〇〇一六
ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	○・〇〇二〇	○・〇三一
ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	○	○・〇三一
乳用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・〇〇〇四四	○・〇三一
肉用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・〇〇〇三四	○・〇三一
物の強制発酵による管理	○・〇三八	○・〇三八
乳用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇二五
肉用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○・〇〇〇八七	○・〇七九
物の浄化による管理	○・〇〇〇〇六七	○・〇七九
肉用牛のふんと尿との混合物の浄化による管理	○・〇三九	○・〇〇一六
物の貯留による管理	○・〇三〇	○・〇〇一六
肉用牛のふんと尿との混合物の貯留による管理		

ふんから分離した尿の貯留による管理	○・〇〇九二	○・〇一一
ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	○・〇〇一三	○・〇〇六三
ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	○	○・〇〇六三
乳用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・〇〇〇二五	○・一七
肉用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	○・〇〇〇二五	○・〇一一
物の強制発酵による管理	○・〇〇三三	○・〇七三
ふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	○	○・一九
ふんと尿との混合物の浄化による管理		
ふんと尿との混合物の貯留による管理	○・〇〇九二	○・〇一一

二
豚

尿から分離したふんの天日 乾燥による管理	○・〇〇二〇	○・〇三一
尿から分離したふんの火力 乾燥による管理	○	○・〇三一
尿から分離したふんの強制 発酵による管理	○・〇〇〇九七	○・〇〇三九
尿から分離したふんの堆積 発酵による管理	○・〇〇一六	○・〇三九
尿から分離したふんの焼却 による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六
ふんから分離した尿の強制 発酵による管理	○・〇〇〇九七	○・〇三一
ふんから分離した尿の浄化 による管理	○・〇〇〇一九	○・〇七九
ふんから分離した尿の貯留 による管理	○・〇八七	○・〇〇一六
ふんと尿との混合物の天日 乾燥による管理	○・〇〇二〇	○・〇三一
ふんと尿との混合物の火力 乾燥による管理	○	○・〇三一
ふんと尿との混合物の強制 発酵による管理	○・〇〇〇九七	○・〇三一
ふんと尿との混合物の堆積 発酵による管理	○・〇〇一六	○・〇三九
ふんと尿との混合物の浄化 による管理	○・〇〇〇一九	○・〇七九

二
豚

尿から分離したふんの天日 乾燥による管理	○・〇〇〇一三	○・〇〇六三
尿から分離したふんの火力 乾燥による管理	○	○・〇〇六三
尿から分離したふんの強制 発酵による管理	○・〇〇〇二五	○・〇〇一一
尿から分離したふんの堆積 発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇七三
尿から分離したふんの焼却 による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六
ふんから分離した尿の強制 発酵による管理	○・〇〇〇二五	○・一一
ふんから分離した尿の浄化 による管理	○	○・一九
ふんから分離した尿の貯留 による管理	○・〇〇九二	○・〇一一
ふんと尿との混合物の天日 乾燥による管理	○・〇〇一三	○・〇〇六三
ふんと尿との混合物の火力 乾燥による管理	○	○・〇〇六三
ふんと尿との混合物の強制 発酵による管理	○・〇〇〇二五	○・一一
ふんと尿との混合物の堆積 発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇七三
ふんと尿との混合物の浄化 による管理	○	○・一九

三		鶏		ふんと尿との混合物の貯留による管理		〇・〇八七	〇・〇〇一六
〇・〇〇二〇	〇・〇〇二〇	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一六
〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一六
〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一六
〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一六
〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一四	〇・〇〇一六

別表第九(第四条関係)

一	食物くず	〇・一四五
二	紙くず	〇・一三六
三	繊維くず	〇・一五〇
四	木くず	〇・一五一
五	下水汚泥	〇・一三三

三		鶏		ふんと尿との混合物の貯留による管理		〇・〇二六	〇・〇一一
〇・〇〇一三	〇・〇〇一三	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇一六
〇・〇〇一三	〇・〇〇一三	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇一六
〇・〇〇一三	〇・〇〇一三	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇一六
〇・〇〇一三	〇・〇〇一三	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇一六
〇・〇〇一三	〇・〇〇一三	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	〇・〇〇一六

別表第九(第四条関係)

一	食物くず	法第二十一条の二第一項の規定による報告(以下単に「報告」という。)が行われる年の三月三十一日までの十年間	十分の一	〇・一四三
二	紙くず	報告が行われる年の三月三十一日までの二十一年間	二十一分の一	〇・一三八
三	繊維くず	報告が行われる年の三月三十一日までの二十一年間	二十一分の一	〇・一四九
四	木くず	報告が行われる年の三月三十一日までの百三年間	百三十分の一	〇・一三八
五	下水汚泥	報告が行われる年の三月三十一日までの	十一分の一	〇・一三三

六	し尿処理施設に係る汚泥	〇・一三三
七	浄水施設（水道法（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。）に係る汚泥	〇・〇二五〇
八	製造業に係る有機性の汚泥	〇・一五〇

別表第十二（第四条及び第五条関係）

一	連続燃焼式焼却施設	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇〇五六七
二	准連続燃焼式焼却施設	九五	〇・〇〇〇〇〇五三九
三	バッチ燃焼式焼却施設	〇・〇〇〇〇〇七六	〇・〇〇〇〇〇七二四

別表第十四（第四条関係）

一	セメントの製造の用	ごみ固形燃料（主とし	トン	〇・〇〇〇〇三五
---	-----------	------------	----	----------

六	し尿処理施設に係る汚泥	報告が行われる年の三月三十一日までの十一年間	十一分の一	〇・一三三
七	浄水施設（水道法（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。）に係る汚泥	報告が行われる年の三月三十一日までの十一年間	十一分の一	〇・〇二五〇
八	製造業に係る有機性の汚泥	報告が行われる年の三月三十一日までの十一年間	十一分の一	〇・一五〇

別表第十二（第四条及び第五条関係）

一	連続燃焼式焼却施設	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇〇五六五
二	准連続燃焼式焼却施設	九六	〇・〇〇〇〇〇五三四
三	バッチ燃焼式焼却施設	〇・〇〇〇〇〇七五	〇・〇〇〇〇〇七一

別表第十四（第四条関係）

一	セメントの製造の用	ごみ固形燃料（主とし	トン	〇・〇〇〇〇三二
---	-----------	------------	----	----------

	に供する焼成炉				
二	燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項に掲げるもの及びボイラーを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	て古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第十七（第五条関係）

	一 常圧流動床式ボイラー				
二	ボイラー（一の項に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	て古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	に供する焼成炉				
二	燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項に掲げるもの及びボイラーを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	て古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第十七（第五条関係）

	一 常圧流動床式ボイラー				
二	ボイラー（一の項に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	て古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

四		燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	（略）	（略）	トン	〇・〇〇〇〇一
四		燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	（略）	（略）	トン	〇・〇〇〇〇一九

四		燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	（略）	（略）	トン	〇・〇〇〇〇一八
四		燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	（略）	（略）	トン	〇・〇〇〇〇一八